

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（適用）

2 第一条の規定による改正後の岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

現下の社会情勢に鑑み、岡山県議会の議員の期末手当の額を増額する措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。